

○農林水産省告示第九百号		茨城県	
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第百三十二号)第三条第三項の規定により読み替えて適用する農業近代化資金融通法施行令(昭和三十六年政令第三百四十六号)第二条の表第六号並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第五条第三項の規定により読み替えて適用する農業近代化資金融通法施行令(昭和四十四年政令第二百九号)第二条の表第六号及び第七号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する期間を次のように定め、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の施行の日から施行する。	平成二十三年五月二日	水戸市 北茨城市 常陸大宮市 笠置町 那珂市 牛久市 つくばみや市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 陸太田市 鹿嶋市 那須烏山	市戸市 常陸大宮市 笠置町 那珂市 牛久市 つくばみや市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 陸太田市 鹿嶋市 那須烏山
一 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(以下「令」という)第三条第三項の規定により読み替えて適用する農業近代化資金融通法施行令第二条の表第六号の農林水産大臣が指定する期間は、二十三年とする。	農林水産大臣 鹿野道彦	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 茂木町 同郡貝町 同郡若賀町 塩谷郡高根沢町 那須烏山	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 茂木町 同郡貝町 同郡若賀町 塩谷郡高根沢町 那須烏山
二 令第五条第二項の規定により読み替えて適用する農業近代化資金融通法施行令第二条の表第六号の農林水産大臣が指定する期間は、次の表の上欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。	農林水産大臣 鹿野道彦	千葉市 九十九里町 (美浜区に限る) 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市	千葉市 九十九里町 (美浜区に限る) 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市
一 次に掲げる資金	償還期限	据置期間	
イ 漁村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金	十八年	六年	

三 前各号に掲げる資金以外の資金	八 八年	八 八年	八 八年
口 特定地域(過疎地域自立促進特別措置法第二章第一節第一号に規定する年次に平成十二年から五年までに実施するものに限る)の農林水産大臣が指定する期間は、二十三年とする。	八 八年	八 八年	八 八年
ハ 新たに漁業又は水産加工業を開始しようとする者	五 五年	五 五年	五 五年